

別紙 3

日本貿易振興機構及び在ベトナム商工会議所からの
ヒアリング・アンケート回答結果

第1 日本貿易振興機構（JETRO）

1 はじめに

ベトナムでは、ハノイ及びホーチミンに日本貿易振興機構（JETRO）の駐在事務所が設けられ、現地で実務が行われている。ハノイ及びホーチミン事務所は、JETROの海外事務所全74拠点の中で、訪問者数及び相談件数が多い事務所のひとつであり、在ベトナムの日系企業も多く利用している。また、両事務所では、法律問題に関する相談件数自体は少ないものの、現地進出全般、法務・労務・税務会計等に係る相談対応は内容によっては行っている。

そこで、JETRO 事務所へのヒアリングを行うことで在ベトナムの日系企業の抱えている問題点などの実態をより把握できると考え、JETRO ホーチミン事務所への訪問及びハノイ事務所への電話会議を通じて、ヒアリング調査を実施した。

2 JETRO の概要

JETRO は、2003年10月、日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された。JETRO は貿易・投資促進と開発途上国研究を通じて日本経済・社会の更なる発展に貢献することを目的に設立された独立行政法人である。

3 JETRO ホーチミン事務所の概要

JETRO ホーチミン事務所は、2000年に設立された。現在（ヒアリング実施日）、JETRO ホーチミン事務所には、7名の日本人職員が駐在している。ベトナム人スタッフ等も含めると全体で約20名の所員で構成されている。その他に、外部専門家として、6名のコーディネーター¹が配置されており、ケースによっては弁護士や会計士へ相談できる体制も整っている。

4 ベトナムでの JETRO 事務所の来訪者数及びメール相談件数

JETRO ホーチミン事務所の2019年度の来訪者数は、のべ3,700人程であり、両事務所は、海外74拠点の中でも来訪者数が多い事務所である。

2020年は新型コロナウイルスの影響もあり、例年に比べると来訪者自体は減少したものの、メールでの相談が増加した。2020年は、JETRO ホーチミン事務所では月平均で約50件のメール相談が寄せられた。

¹ JETRO ホーチミン事務所のコーディネーター
https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/vn_hochiminh/platform.html

5 JETRO 事務所の取組

5.1 JETRO 事務所が日系企業に対して提供しているサービス

JETRO 事務所では、現在、主に以下に列挙するサービス及び事業を日系企業に提供している。特に、プラットフォーム事業や投資貿易相談は、非常に多くの企業から利用されている。それぞれの概要につき後述するが、より詳細な情報は、脚注のJETRO ホームページを参照されたい。

- ア プラットフォーム事業
- イ ブリーフィングサービス
- ウ 貿易投資相談
- エ ミニ調査サービス
- オ ビジネスサポートセンター
- カ 展示会・商談会等の開催
- キ セミナーの開催
- ク メールマガジン
- ケ 情報提供・アンケートの実施

5.1.1 プラットフォーム事業（無料）²

プラットフォーム事業では、中小企業を対象に、①相談対応サービス、②マッチング支援、③現地協力機関・各種専門家の紹介・取次ぎを行っている。

① 相談対応サービス

コーディネーターが、相談・質問（現地進出全般、法務・労務・税務会計等）に E-mail・電話（TV 面談）、または現地での個別面談等で回答する。

② マッチング支援

コーディネーターが、現地パートナー・取引先候補のリストアップ、商談アポイントの取得、日系企業とパートナー取引先候補との面談の同席、商談後のフォローアップ等を行う。

③ 現地協力機関・各種専門家の紹介・取次ぎ

現地政府機関、在外公館をはじめとした公的機関や、法律・会計事務所等、必要に応じて紹介・取次ぎを行う。

プラットフォーム事業は、中小企業のビジネス展開への関心が特に高い国・地域で提供されており、ベトナムではハノイ事務所とホーチミン事務所の 2 拠点で連携し、サービスが提供されている。JETRO がひとつの国の中に複数の拠点を有し、かつ、プラットフォーム事業を提供している国は、現在（ヒアリング実施日）、中国

² プラットフォーム事業の詳細 <https://www.jetro.go.jp/services/platform/>

(5 拠点)、米国(3 拠点)、インド(2 拠点)、ベトナム(2 拠点)のみであり、ベトナムは東南アジアの中でも特に中小企業³のビジネス展開の件数が多く、JETRO ホーチミン事務所へのヒアリングによると、非常に多くの中小企業が当該サービスを利用している。

5.1.2 ブリーフィングサービス（無料）⁴

ブリーフィングサービスは、現地進出を検討している企業に対して、駐在員や専門アドバイザーが情報提供を行うサービスである。提供している情報としては、現地の一般経済状況、現地法人の設立手続、現地商慣習の確認、現地駐在員の生活環境などである。日本からのオンラインで情報提供を受けることもできる。いずれのサービスも無料で利用できる。

5.1.3 貿易投資相談（無料）⁵

貿易投資相談は、輸出入や海外進出の実務の相談に対して、経験豊富なコーディネーターが相談対応するサービスである。こちらも無料で利用できる。

2019 年度は、JETRO ホーチミン事務所で約 950 件の貿易投資相談があった。相談窓口として、アドバイザーとコーディネーターが中心的な役割を担っている。

5.1.4 ミニ調査サービス（有料）⁶

ミニ調査サービスは、①企業のリストアップ、②現地法令等検索、③統計資料検索、④店頭小売価格調査を行う有料サービスである。

① 企業のリストアップ

輸出入や代理店、製造委託等のパートナー候補となりうる現地企業を 10 社リストアップするサービス

② 現地法令等検索

指定の法律や政令等の原文を検索するサービス

③ 統計資料検索

公的機関等が公表している輸出入や生産統計などを検索するサービス

④ 店頭小売価格調査

指定の商品について、現地のスーパーマーケット等の量販店や有力なネットストア、ネットショップでの販売価格を調べるサービス

³ 中小企業の定義 <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

⁴ ブリーフィングサービスの詳細 <https://www.jetro.go.jp/services/briefing/>

⁵ 貿易投資相談の詳細 <https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

⁶ ミニ調査サービスの詳細 https://www.jetro.go.jp/services/quick_info.html

5.1.5 ビジネスサポートセンター（有料・ハノイのみ）⁷

中小企業に対してレンタルオフィスサービスの提供、企業設立のための情報提供を行うワンストップの有料サービスで、JETRO ハノイ事務所のみが提供している。

これまで、70 社以上の企業が利用しており、現在（ヒアリング実施日）、申込みが集中し、空室状況を事前に確認しなければならない状態である。

5.1.6 展示会・商談会等の開催（事業ごとに参加費の確認要）⁸

農林水産食品分野、機械・環境分野、日用品・生活雑貨分野等を対象に展示会・商談会を実施している。これらの展示会・商談会を通じて、日本企業とベトナム企業のマッチングやネットワーク作りの機会を提供している。また、ベトナムの小売やECサイトを通じて日本商品の販路拡大をサポートする事業も行っている。

5.1.7 セミナーの開催（無料）

プラットフォーム事業の一環として、法務、労務、税務、マーケティングなどのセミナーを年一回程度行っている。2020 年度に開催したセミナーでは、ベトナムの税務の専門家を招き、実践的なセミナーを行った。

5.1.8 メールマガジン（無料）⁹

現地日系企業に向けた情報を中心に、ベトナム全国におけるセミナー・展示会などのイベント情報、経済動向や各種制度情報を月 1～2 回メールにて受け取れるサービスである。脚注のリンクから登録することができる。

5.1.9 情報提供・アンケートの実施（無料）

JETRO ホーチミン事務所は、ベトナムの南部に関わる各種調査を、定期的に更新して日系企業に提供している。特に、「ベトナム・ホーチミン市近郊ビジネス情報」や、所員がベトナムの 22 省・市を訪問し、現地で得た情報（投資インフラや政府の支援などの情報）をまとめた「ベトナム南部投資環境調査」は毎年好評である。これらの情報のうち、一部の情報はウェブ公開もされている。

また、事務所には資料閲覧コーナーがあり、訪問者がベトナムに関する統計、企業リスト、雑誌などの資料を自由に閲覧できる環境が整えられている。

5.2 政府間協力事業

JETRO 事務所が日系企業に対して直接提供しているサービスの他に、個々の企業では解決できないような国の制度に由来する障害を解決するために、ベトナム政府へ働きかけなどを行っている。企業から得られる生の声を汲み取って、在ベトナム

⁷ ビジネスサポートセンターの概要 https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/bsc/pdf/bsc_annai.pdf

⁸ 展示会・商談会等の詳細 <https://www.jetro.go.jp/events/tradefair.html>

⁹ メールマガジンへの申込方法 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/vn_hanoi/mail.html

日本国大使館や在ホーチミン日本国総領事館、在越日本商工会議所等と連携しながら直接現地政府に対して意見を述べる役割を担っている。

5.3 その他

JETRO 事務所は、日本の中小企業の対越輸出・進出の支援のほかにもベトナム企業の対日投資促進、日越のスタートアップ協業を創出するための支援等にも取り組んでいる。

また、ハノイ貿易大学と協力し、学生向けに日本企業の経営者を師に迎えた講座を開講するなど、日本をはじめとしたグローバルに活躍できる人材育成への貢献も進めている。

6 JETRO 事務所が日系企業に対して提供しているサービスの利用状況

6.1 相談内容

相談内容としては、JETRO ハノイ事務所では投資・輸出入関係の相談が多く、外部の専門家に具体的な相談をする前に、一般的な知識を教えてもらいたいという位置づけでの相談が多い。法律関係に関していえば、どのような法律が公開されているか、どのような規制があるかという一般的な内容を伝えている。

JETRO ホーチミン事務所でも、大多数は自社の製品のニーズ調査、ベトナムの市場調査、投資環境に対する相談が多く、進出を検討する段階での相談が多い。また、委託先リストを入手したいというニーズも多い。

6.2 日系企業からの相談への対応状況

相談については、専門家であるコーディネーターと契約しており、コーディネーターが回答をする。

コーディネーターによる回答が難しい相談に対しては、JETRO 事務所が在越の法律・会計・コンサル会社のリストを提供し、各企業にて直接コンタクトしてもらうように案内している。

6.3 近年の利用状況

前述のとおり、2019 年、来訪者数は、JETRO ホーチミン事務所はのべ 3,700 人程であり、両事務所は、海外 74 拠点の中でも来訪者数が多い事務所である。

2020 年は、新型コロナウイルスの影響で、JETRO 事務所を訪問するという形で利用される企業は例年に比べて少なかった。基本的に、相談の多くが、工場を設置したい、製品を輸出したいなどといった、日本からベトナムに進出したい企業からの

相談が多いので、ベトナム日本間の往来ができない2020年は、相対的に相談数が減った。

他方、新型コロナウイルスの影響で、市場調査の相談が増加した。入国制限で実際にベトナムに来られない企業が、現地の状況を確認するために調査を依頼するというケースが増加したためである。ほとんどがメールでの相談であり、2020年は、前述のとおり、JETRO ホーチミン事務所では月平均で約50件のメール相談が寄せられた。

6.4 法律相談に関する利用状況

法律相談や税務相談に関していえば、あまり件数自体多くなく、ベトナムに実際に進出済みの企業からの相談がたまにある程度である。法律相談の具体的内容に関しては、労働法改正に伴う相談はたまにある。労働許可証の相談もたまにあるがそれほど多くはない。

新型コロナウイルス関連で増えた法律相談は、不況に伴う会社清算、閉鎖手続きに関するもの、未回収金の債権を回収する方法についての相談などがある。もっとも、これらの相談も実際の数としてはそれほど多くはない。

7 在外公館の連携について

ホーチミンでは、毎月、JICA、ホーチミン商工会議所、大使館の関係者が集まり、情報共有をする機会が設けられている。首相来越のような大きなイベントがあると、各機関とも連携して共同で開催の準備をすることがある。

新型コロナウイルスの感染拡大以降は、日本からベトナムへ入国するための情報提供を各機関と協力して行った。特に、JETRO 事務所は、商工会議所に入会していない方を対象に情報提供等を行った。

8 現地の法的安定性について

ヒアリングに回答いただいた担当者の話によると、法律面について規制の不透明さがあると感じており、法律や規則に書かれていることであっても、実際に運用がそのとおりとは限らないことが多くある印象であるとのことであった。

9 日本法弁護士の活用等について

9.1 JETRO 事務所内での日本法弁護士の活用状況

JETRO ホーチミン事務所内部には、弁護士は置いておらず、また、特定の法律事務所との顧問契約も締結していない。

9.2 ベトナム国内での日本法弁護士の需要に関する印象

ヒアリングに回答いただいた担当者のお話によると、法曹関係者のベトナム国内でのニーズについては、実際すでにベトナム国内に弁護士が多くいるので、これ以上弁護士の数が増加すると飽和状態になってしまうのではないかとというのが個人的な感想である。近年、コンサルティングファームの増加が顕著で、法務サービスはコンサルティングファームも手がけている場合がある。このようなコンサルティングファームの増加もあいまって、既に飽和状態なのではないかという印象を持っている。

第2 ホーチミン日本商工会議所

質問事項及び回答（ホーチミン日本商工会議所）

1 日本人会や商工会議所の規模等について

Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください

(1043) 社 ※2022年1月現在

2 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか

ある ない

Q2-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください

※ただし相談窓口を設置しているということではございません。

本所では、事業環境委員会、法務・労務委員会を設置し、関連する諸問題へ対応しています。主な法改正や諸問題を解説するセミナーの開催、在越日系企業に大きな影響を及ぼす法案、パブコメなど、政府に対して要望を提出しています。

その他、個別でのメールでのお問合せや来所によるご相談などの対応もごさいますが（昨年は通達が次々出され特殊な環境下にありました）、個別の件数をカウントしておりません。また〇〇の政令・通達についてはどうしたらよいのかなど、対処や解釈など事務局としてアドバイスすることは多々ごさいます。

※なお、参考まで、ジェトロさんとは本所と同じフロアであり、法的な問題かどうかはさておき、本所役員としても入っていただいているため、日系企業の諸課題への対応については連携できる状況にあります。

Q2-2 「ある」とお答えになられた場合、今年1年（2021年1月～12月）の利用実績を御教示ください

(10数) 件

内訳 相談のみ () 件

現地の弁護士の紹介 (0) 件

日本法弁護士の紹介 (数) 件

公的機関（在外公館，JETRO）を紹介 () 件

法曹以外の専門家の紹介 () 件

その他（コンサルティング会社、地元政府機関など） (数) 件

Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない

理由を御教示ください

- 需要がないから
- 需要はあるが、ノウハウや予算がないから
- その他 ()

Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか

- 自主的に設置する予定がある
- 日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい
- 予定はない

3 日系企業の抱える法的問題

Q3-1 日系企業が実際に現地で抱えている法的問題について、具体的にどのようなものが挙げられますか

直近で申し上げれば

- ・労働許可証（昨年厳しくなり、現在コロナ後で一部運用が緩くなりました）
- ・強制社会保険（2019年改正労働法で制定、今年2022年1月から施行）
- ・各種輸出入関連規制

Q3-2 そのような問題に対し、どのように対応をしていますか

- ・政府に改正や運用の変更に関する要望書を提出

4 貴所の弁護士の活用状況について

Q4-1 日常的な法律問題について、顧問契約を締結していますか

顧問契約等はありませんが、先述の通り、専門の委員会を設けており、現地の複数の日系法律事務所に参画いただいております。

Q4-2 身近に相談できる弁護士はいますか

はい。役員企業にも弁護士がおります。法務委員長はまさに弁護士でもあり、必要に応じて本所に関わる事象でアドバイスをいただいております。

5 日本人弁護士のニーズについて

Q5-1 日本人弁護士のベトナムでのニーズはどの程度あると思いますか

基本にご紹介する際、日本人のいらっしゃる弁護士事務所をご紹介します。
原則、現地の弁護士しかいらっしゃらないところをご紹介しますことはございません
(それをすれば逆に会員企業から不親切だと思われれます)。まずは日本語で相談されたいためニーズは相当あり、当地にも多くの弁護士事務所様が拠点を設立されておられます。

Q5-2 どのような条件が整えば、現地の日系企業や邦人が日本人弁護士に相談しやすくなると思いますか

よく、どこに相談すればよいですか？ ○○の案件で対応できる場所はありますか？などのご質問も多いので、(もちろん利害関係がございますので簡単ではないかもしれませんが) 現地に進出されている弁護士事務所一覧、支援内容一覧などが、ある意味公的機関等が客観的に作成されているものがあるとよいかもしれません。(民間が作成すると、どうしても客観性、公平性に欠ける部分が出てきますので)

Q5-3 今後、ベトナムで、日本人弁護士に期待することはありますか

これまで同様、進出日系企業へのご支援をお願いいたします。

第3 ベトナム日本商工会議所

質問及び回答（ベトナム日本商工会議所）

1 日本人会や商工会議所の規模等について

Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください

（ 不明 ）名 （ 789 ）社

2 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか

ない

Q2-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください

Q2-2 「ある」とお答えになられた場合、今年1年（2021年1月～12月）の利用実績を御教示ください

（ ）件

内訳 相談のみ （ ）件

現地の弁護士の紹介 （ ）件

日本法弁護士の紹介 （ ）件

公的機関（在外公館，JETRO）を紹介 （ ）件

法曹以外の専門家の紹介 （ ）件

その他（ ）（ ）件

Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください

その他（在越日本関連組織ごと担っている役割が異なっているため。

例えば、企業の個別案件の相談は、ジェトロさんや日本大使館さんが主に対応、日本企業全体に影響するような問題（法政令そのものの改善要求等）は、大使館さんの支援を得ながら、弊所内の法務委員会を中心に調査・政府への改善要望活動に対応、といった大まかな役割の違いがある。）

Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか

予定はない

3 日系企業の抱える法的問題

Q3-1 日系企業が実際に現地で抱えている法的問題について、具体的にどのようなものが挙げられますか

（弊所内 法務委員会 作成文から抜粋：弊所事務局は専門家ではないので、詳細

の内容は説明できません。)

- 個人情報保護政令案の改善（以下4点の義務の撤廃）
 1. 個人情報越境移転の際の原情報のベトナム国内保存義務
 2. PDPC (Personal Data Protection Committee) の事前承認取得義務
 3. 機密個人情報処理の際の PDPC(Personal Data Protection Committee) の事前登録義務（政令案20条）
 4. ベトナム政府による情報アクセス権限（ガバメント・アクセス）
- 投資インセンティブの適時な授与、および、その授与後の、法令の変更等からの保護等について
一例として、新型コロナウイルスが与えた経済への損害を回復させるために、特定産業に対して、投資インセンティブの付与を規定する法令が制定されることが想定される。
しかしながら、近時、法令で宣言された投資インセンティブの授与を申請しても、監督官庁が、条件の具備を認定しないために、その業界のトップ企業にさえ付与されないということが生じており、インセンティブを与えた法令の趣旨が実現されていないことがある。
また、過去には、一旦授与された投資インセンティブや、インセンティブではない投資家に有利な合法的な地位が、法令の改正により、悪影響を受けるような事例が生じている。
- IRC, ERC に登録された通りに、出資をしていない投資家がいるのに、その同意がないと、IRC, ERC 上に出資していない事実を登録上反映できないという問題がある。
- 地方の投資登録、企業登録局等において、投資登録、企業登録の際、法令で要求されていない文書の提出を求められ、それを不要とするための交渉や、その準備のために、投資登録、企業登録が遅延し、投資登録、企業登録のコストも高くなるという事態がまだ生じている。

Q3-2 そのような問題に対し、どのように対応をしていますか

- 二国間や多国間の官民政策対話の枠組みで、直接、担当官庁等と協議を行ったり、書面による要望書を提出して、改善を求めている。

4 貴所の弁護士の活用状況について

Q4-1 日常的な法律問題について、顧問契約を締結していますか

- 顧問契約はしていないが、弊所内の法務委員会に所属する複数の弁護士は、上記Q3の対応を行っている。

Q4-2 身近に相談できる弁護士はいますか

- 上記の法務委員会の弁護士に相談している。

5 日本人弁護士のニーズについて

Q5-1 日本人弁護士のベトナムでのニーズはどの程度あると思いますか

○かなりあると思う。

Q5-2 どのような条件が整えば、現地の日系企業や邦人が日本人弁護士に相談しやすくなると思いますか

○リーズナブルな料金（もしくは政府等の補助等を利用し無料）であれば利用しやすいと思う。例えば、ジェットロさんや日本大使館さんの中に、日本政府等の補助金を利用した無料専門家相談窓口を設置すると、相談しやすくなるかもしれません。

Q5-3 今後、ベトナムで、日本人弁護士に期待することはありますか

○進出日本企業の各種こまかな法的な相談にも、リーズナブルな料金で対応してくださることを期待している。